

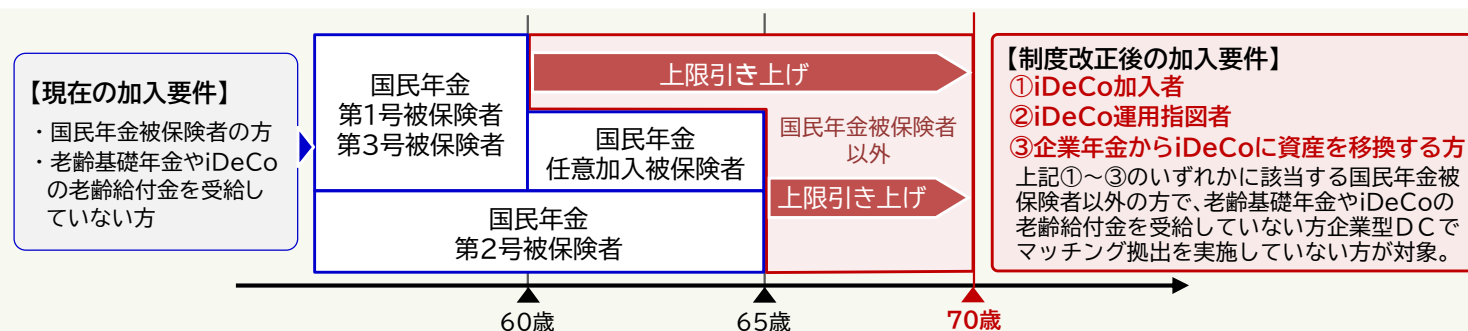
iDeCo制度改革のご案内

2026年12月、確定拠出年金（iDeCo）の制度改革が実施され、『加入可能年齢の上限』と『掛金の拠出限度額』がいずれも引上げられます。
この資料では、制度改革の概要についてご案内いたします。

制度改革の概要

(1) 加入可能年齢の上限引上げ

働き方にかかわらず、**70歳になるまでiDeCoに加入**し、老後の資産を形成できるようになります。



- 制度改革後の加入要件に該当する方は、確定拠出年金法に定める「第5号加入者」としてiDeCoに加入できます。
- 2029年11月末までは、制度改革後の加入要件に該当しない60歳～70歳未満の方であっても、新たにiDeCoに加入することができます（老齢基礎年金を受給している方等、一部の方は除きます）。

(2) 拠出限度額の引き上げ

2026年12月(2027年1月引き落とし)から、**iDeCo掛金の拠出限度額が変わります。**



加入資格			拠出限度額（月額）	
確定拠出年金法の区分	国民年金の被保険者区分		改正前（現行）	改正後（2026年12月～）
第1号加入者	第1号被保険者		国民年金基金等と合計で 68,000円	国民年金基金等と合計で 75,000円
第2号加入者	第2号被保険者	お勤め先に 企業年金等あり	20,000円 (企業年金等と合計で55,000円が上限)	企業年金等と合計で 62,000円
		お勤め先に 企業年金等なし	23,000円	62,000円
第3号加入者	第3号被保険者		23,000円	23,000円(変更なし)
第4号加入者	任意加入被保険者		国民年金基金等と合計で 68,000円	国民年金基金等と合計で 75,000円
第5号加入者	なし (国民年金被保険者以外)		(制度改革による新加入区分)	企業年金等と合計で 62,000円

- 企業年金等とは、お勤め先で実施されている企業型確定拠出年金（企業型DC）、確定給付企業年金（DB）、厚生年金基金および公務員の退職等年金給付（共済）を指します。
第2号加入者（国民年金の第2号被保険者）には、公務員等（国家公務員共済組合と地方公務員共済組合の長期組合員および私立学校教職員共済制度の長期加入員）を含みます。